

**お知らせ**  
**平成27年度容器包装プラスチック・ペットボトルの品質調査の結果**

町から排出される資源ごみの容器包装プラスチックとペットボトルは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡し、再生処理されています。

同協会では、リサイクルを効率的に進めるために、毎年、容器包装プラスチック及びペットボトルのベール品（圧縮して収束された品）が資源化の基準に適合しているか品質調査を行い、結果を「A」「B」「D」の3段階で評価しています。このたび、品質調査が実施されましたので、結果をお知らせします。

**■資源化できる基準に適合している例（要旨）**

① 容器包装プラスチック

- ・ 汚れが付着したり強い異臭がしていない
- ・ ペットボトル区分の容器が混入していない
- ・ 容器包装以外のプラスチックや他素材の品物（金属、紙、ゴムなど）が混入していない

・ 禁忌品（医療廃棄物、ライ

ター、カミソリ、ガラス、乾電池などの危険品）が混入していない

② ペットボトル

- ・ キャップが外されている
- ・ 中身が残っていたり異物が入っていない
- ・ テープや塗料が付着していない
- ・ カットしたり縦つぶれになっていない

**■評価結果**

① 容器包装プラスチック

品質評価はA判定でしたが、他素材の品物（紙類、脱酸素剤）、容器包装以外のプラスチック製品（ケース類の一部、バランスなど）、汚れが付着していたものの混入が見られました。

◇紙など他素材の品物が混ざらないよう、分別して出してください。

◇容器包装以外のプラスチック製品や脱酸素剤は、「可燃ごみ」として出してください。

◇必ず中身を使いきり、水洗いしてから出してください。

◇禁忌品は絶対に入れないでください。

② ペットボトル

最高ランクのA判定でした

が、キャップ付きペットボトル、異物（紙類）、ペットボトル以外のプラスチック製品の混入が見られました。

◇必ずキャップを外し、水ですすいであらうしてください。

◇異物（紙類、金属、ガラスなど）を混入しないでください。

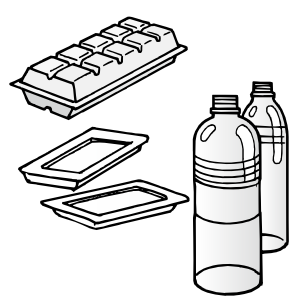
◇ペットボトル以外のプラスチック製品を混入しないでください。

今回の評価結果は、日ごろから皆さんが適正にごみを分別していただいているおかげです。

今後ともよりよい資源化物を確保するため、引き続きご協力をお願いします。

**■問い合わせ**  
 環境課

☎893-1160



**お知らせ**  
**紙類・布類の出し方について**

- ▼分け方
- ①新聞・チラシ
  - ②段ボール
  - ③飲料用紙パック（内側にアルミがついたものは可燃ごみへ）
  - ④雑誌・そのほかの紙
  - ⑤布類
- （汚れたものや下着、靴下は可燃ごみへ）

- ▼出し方
- ・ ①～⑤の種類ごとに分別し、ひもではばって出してください。
  - ・ ビニール袋や箱に入れないでください。
  - ・ 指定収集日当日の、朝8時までに決められたごみ集積所に出してください。
  - ・ 布類を雨の日に屋根のないごみ集積所に出す場合は、ひもではばって資源ごみ指定袋に入れて出してください。次回の収集日に出してください。

**■問い合わせ**  
 環境課

☎893-1160

人権擁護委員無料相談のご案内				人権擁護委員の連絡先		
地区	今月の相談日	相談時間	開催場所	氏名	住所	電話番号
伊野	10月21日(水)	13:30~16:30	あつたかふれあいセンター(すこやかセンター伊野内)	杉本 寛子	いの町6466-5	☎892-2513
				井上 晃	〃 加田599	☎892-1154
				藤木 栄子	〃 天王南9-12-2	☎891-6684
				金子 覚	〃 枝川826-1	☎893-2135
				坂本 美加	〃 波川2128-3	☎892-4899
				高橋美智子	〃 上八川甲1920	☎867-2426
				山本 周児	〃 戸中81-5	☎873-5422

**法務局相談窓口・問い合わせ**  
 (祝休日を除く月～金曜日 受付8:30～17:00)

高知地方方法務局人権擁護課	☎822-3503
---------------	-----------